

液化石油ガス法の改正（令和6年4月2日公布）に伴う取組宣言

私たち北日本物産・リビックグループは関係法令を遵守し、LPガス業界の商慣行是正に向けて取り組んでまいります。

また、より一層の保安の高度化とサービスの拡充を図り、お客様満足の向上に努めることを宣言いたします。

【商慣行是正に向けた取組み】

1. 当社は正常な商慣習を超えた利益供与を行うなどの営業行為はいたしません。
2. 当社はおお客様の事業者選択を阻害するおそれのある、LPガス事業者の変更を制限するような条件付き契約を締結いたしません。
3. 当社は基本料金・従量料金・設備料金からなる三部料金制を実施してまいります。
4. 当社はLPガスの消費と関係のない設備費用はLPガス料金に計上いたしません。
また、賃貸住宅に対してはガス器具などの消費設備についてもLPガス料金に計上いたしません。
5. 当社は賃貸住宅のお客様ならびに不動産管理会社様などに対し、LPガス料金等の情報提供に努めます。
6. 当社は代表取締役社長を責任者として社内周知と管理の徹底を図り、上記宣言内容を取り組みます。

2024年6月10日

北日本物産株式会社
株式会社リビック富山
株式会社リビック金沢
株式会社リビック能登
株式会社リビック福井
株式会社リビック長浜
株式会社リビック長野
株式会社リビック相模